

◆ 廟所管理の歴史的経緯 (その1)

当墓地は本徳寺の関係寺院とその門徒によって、墓地として使用されはじめたのは江戸中期以降である。当時は墓地の利用者も限られており、墓石の石質も軟質の岩が利用され、その大きさや重さも限られていました。

明治以降、墓地使用者の急速な増加に伴い、設置する地形も人力で開墾され、山の斜面を小規模な墓域を切取るように開発されました。雨水の排水は専ら自然の地形を利用して来ました。

このように、当墓地は昨今の近代霊苑とは異なり、墓域の除草や流土の防止、倒木の処理などのメンテナンスは地域の世話役の奉仕によってなされ、個人の使用環境の管理においては使用者の手に任せられ受け継がれてきた経緯があります。

戦前は別格別院制度下において、本徳寺廟所は当寺執事を勤めていた寺院が管理し、関係寺院によって廟所規則が決められ、上述のような維持管理を持続してまいりました。しかし、戦後になり管理の仕組みが急速に変化し始めます。

まず、「宗教法人法」と「墓地・埋葬に関する法律」の制定により西山廟所に対する宗教法人・本徳寺の管理責任と義務が発生致しました。しかしながら、現実には本徳寺本坊自体の復興もままならず、このような法制下で速やかに対応することは困難だったようです。

個人墓の管理においては、戦後の混乱期であるため、墓籍台帳は存在せず、使用者の特定もままならず、その上、無縁となったお墓は多数存在し、雑草は伸び放題、十分な清掃・整備も出来ない状態でした。

これらの課題を解決する為には、廟所墓地管理の合法的な組織の設立と整備のための資金の調達が必要でした。

◆ 廟所管理の歴史的経緯 (その2)

墓地法に準拠した管理をするため、墓地使用者とその関係寺院によって墓地管理委員会と諮問委員会が立ち上がり、無縁墓の整備、墓籍台帳の作成、墓地規則の制定、持続的な管理・維持のための使用者からの費用徴収などの方針が立てられました。

この中で一番の難題は無縁墓の整理でした。無縁墓の撤去には、墓地法に基づく法的な手続きが必要となり、すべての墓石に札かけをして無縁墓を特定し、撤去許可を得るまでの長い期間と、その後の撤去と整備には多くのコストがかかります。

この資金的な困難を乗り越えるため、廟所の上部にあった前任職・大谷昭世名儀の土地を譲って貰い、新規の墓地開発を行いました。その余剰収益で整備のための資金に資することになりました。

さらに、本坊に管理部を設置して、墓地規則の作成と墓籍の作成と維持、管理料の徴収業務を軌道に乗せ、不十分であるものの管理体制を整える事ができました。

しかし、山崎山の南斜面・総面積約五千坪が隈無く墓地として使用されており、大規模な改造はもとより、広範囲の十分なメンテナンスにはほど遠いのが実情です。

◆ 今後の墓地管理の問題点

このように先人の方々の尽力により維持管理を何とか継続させて頂いている廟所ではありますが、近年、その継続が困難になってきました。

○ 気候環境の変化による整備費の激増

- ・ 土砂の流出 (異常気象による集中豪雨)
- ・ 地下水の湧出 (特に『り地区』に見られる)

・ 大型樹木の立ち枯れ (斜面にはクレーンの使用ができない為コストが高騰)

・ 倒木による墓石被害 (立ち枯れを放置せざるおえないため二次被害が発生)

○ 維持管理コストの増加

- ・ 野焼きの禁止と処理コストの増加
- ・ 搬出される産業廃棄物の処理費の増加
- ・ 人件費の高騰

- ・ 電気料金、水道料金の値上げ (当初より3倍)
- ・ 郵便料金の値上げ (冥加の請求書発送業務)
- ・ 印刷費用の値上げ (案内等の印刷コスト)

○ 墓地使用者減少による歳入の激減

- ・ 「墓じまい」が激増中 (年間二〇から三〇件)
- 使用者は一八一三名から一三二五人に減少中
歳入は当初三十年前に比べ3割減

◆ 墓地管理費の増額をお願い

維持と管理のコストは近年異常な高騰をみせております。現在は、必要不可欠な最低限のメンテナンスを維持しつつ、徹底的に経費を削減し、歳入の減少に対処しております。しかし、会計は既に赤字になっており、繰越金でなんとか凌いでいる状況です。しかも、今後、この収支状況が改善される見込みはありません。

現在、墓地管理会計は三十年間据え置きで、支出増・収入減の限界予算でやり繰りしております。健全な会計には現在の管理冥加(管理費)に対して2割から3割程度の値上げが必要と思われまます。

今年度の墓地管理委員会検討を深め、諮問委員会の許諾を得て、来年から漸次的に管理冥加の増額をお願いすることになるかも知れません。その際には、会計の窮状にご理解いただき、増額にご協力頂けますようお願い申し上げます。